

岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第8号

岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成13年岩手県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（個人情報取扱事務登録簿に記載する事項）</p> <p>第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（6） 個人情報が記録されている主な<u>公文書</u>の名称</p> <p>（7） [略]</p>	<p>（個人情報取扱事務登録簿に記載する事項）</p> <p>第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（6） 個人情報が記録されている主な<u>行政文書</u>の名称</p> <p>（7） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。